小児慢性特定疾病医療意見書 別紙

(療育指導連絡票兼重症患者認定意見書兼人工呼吸器等装着者申請時添付書類)

(療育指導連絡票、重症患者認定意見書、人工呼吸器等装着者申請時添付書類 共通記載項目)

受給者番号				新規登録	录 •	更新	•	転入	()	
患者氏	がな 名						年		月	日生	(満	歳)
疾 病 名								ごちられ	かに〇目	- 該当する 7記載 補助人工/		

〇療育指導連絡票

O ///()	,,,,,,				
療養・	療養上の 裏面下			5用具の給付の検討(品名:)
	保健所、	保健福祉	<u>:</u> センター	- で行ってほしい指導等 (例 : 家庭看護・子育	育て・精神的支援・福祉制度の紹介・家族会の紹介等)
上記の	のとおり追	直絡 しま	す。		
	年	月	日	医療機関名称	
				医師氏名	
i					

〇重症患者認定意見書

次の①もしくは②に該当するものがある場合、「○記入欄」に○を記入してください。 たお、重症患者認定意見欄に記入した場合は、下欄に医師氏名を記名してください。

_, _,	に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおる場合								
対 象 部 位	症状	の 状態	○記入欄						
眼	眼の機能に著しい障がいを有するもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁 以下のもの							
聴	器 聴覚機能に著しい障がいを有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの							
	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの	両上肢の用を全く廃したもの							
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの	がいを有するもの 両上肢の全ての指を基部から欠いているもの							
上	技	両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの							
	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの							
		一上肢の用を全く廃したもの)						
下	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの	るもの 両下肢の用を全く廃したもの							
Γ	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの							
体幹・脊:	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の版がいを有するもの	章 1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がいを有するもの							
時休の機	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする 病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除 能く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態で	5 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの							
1文 14 02 19交	は、、アの症状の状態と同性及び上と応じられる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	型 四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの							
② ①に該当しな	い場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると記	忍められる場合							
疾患群	治療状況等の状態								
悪性新生	物 転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの							
慢性腎疾	患 血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続携帯腹膜透析)を含	血液透析又は腹膜透析(CAPD (持続携帯腹膜透析) を含む。)を行っているもの							
慢性呼吸器疾	患 気管切開管理又は挿管を行っているもの								
慢性心疾	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの								
先天性代謝異	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの								
神経・筋疾	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの								
	を性消化器疾患 気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの								
染色体又は遺伝子 変 化 を 伴 う 症 候									
	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの								
骨 系 統 疾	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの								
	患 気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以								
上記のとお	り診断します。								
	F 月 日 医療機関名和	*							
4									
4	医師氏名								

〇人工呼吸器等装着者申請時添付書類

人工呼吸器装着の場合は下記①・③に記入。体外式補助人工心臓等を使用の場合は下記②・③に記入。

①人工呼吸器の使用について

※人工呼吸器装着者とは、気管チューブ(注)を介して人工呼吸器を使用している者、鼻マスク又は顔マスクを介 して人工呼吸器を使用している者をいい、なおかつ、おおよそ24時間持続にて人工呼吸管理が必要な症例でかつ概 ね1年以内に離脱の見込みがない状態を指す。 (但し酸素投与の有無は問わない)

(注) 気管チューブとは口、鼻及び気管切開口を介して気管内に留置するチューブ・カニューラをいう。

人工呼吸器装着の有無	1. あり(年 月から) 2. なし					
人工呼吸器の使用方法	1. 気管チューブを介した人工呼吸器使用 2. 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器使用					
施行状況	1. 施行 2. 未施行					
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし					

②体外式補助人工心臓等の使用について

※体外式補助人工心臓等とは、体外式補助人工心臓及び埋込式補助人工心臓をいい、連日おおよそ24時間継続して 装着している状態を指す。

体外式補助人工心臓等の臨着の有無	1. あり (年 月から) 2. なし
体外式補助人工心臓等の 装着の種類	1. 体外式補助人工心臟 2. 埋込式補助人工心臟
施行状況	1. 施行 2. 未施行
概ね1年以内に離脱の見込み	1. あり 2. なし

③生活状況等の評価について

○食事 ○更衣

1. 自立 1. 自立

- 2. 部分介助 3. 全介助 2. 部分介助 3. 全介助
- ○移乗(※)・屋内での移動
- 2. 部分介助 3. 全介助

○屋外での移動

1. 自立 1. 自立 2. 部分介助 3. 全介助

※移乗:ベッドから椅子、車椅子への移動

【評価基準】

1. 自立 2. 部分介助 補装具の使用の有無にかかわらず、通常の発達相当に実施できる

1. 自立と3. 全介助の間

3. 全介助

本人のみでは実施することが困難で、実施のためには全般に介助

が必要な状態

上記のとおり診断します。

生活状況の評価

年 月 医療機関名称

医師氏名

※該当する場合は、必ず医師氏名を記名してください

※人工呼吸器、体外式補助人工心臓等の使用の必要性が、認定されている疾病によって生じている場合に本診断書 を提出してください。

小児慢性特定疾病児日常生活用具

※給付を受けるためには、日常生活用具給付申請が必要です。 便器(常時介助を要する者)・特殊マット(寝たきりの状態にある者)・特殊便器(上肢機能に障がいのある者)・特殊寝台(寝たきりの状態にある者)・歩行支援用具(下肢が不自由な者)・入浴補助用具(入浴に介助を要する者)・特殊尿器(自力で排尿できない者)・体位変換器 にある者)・歩行支援用具(下肢が不目由な者)・入浴補助用具(入浴に介助を要する者)・特殊尿器(自力で排尿できない者)・体位変換器 (寝たきりの状態にある者)・車椅子(下肢が不自由な者)・頭部保護帽(発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外 (入院中又は施設入所)の者についても対象))・電気式たん吸引器(呼吸器機能に障がいのある者)・クールベスト(体温調節が著しく難しい者)・紫外線カットクリーム(紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者)・ネブライザー(吸入器)(呼吸器機能に障がいのある者)・パルスオキシメーター(人工呼吸器の装着が必要な者)・ストーマ装具(消化器系)(人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象))・ストーマ装具(尿路系)(人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象))・人工鼻(人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者)